# ジェトロ環境社会配慮ガイドライン(案)

### 第 部 基本的事項

### 1. 基本理念

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO、以下ジェトロ)は、我が国の貿易の拡大、 諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく設立された、 貿易振興及び開発途上国調査研究の実施機関である。

ジェトロは、その前身である(財団法人)海外市場調査会が設立されてから既に半世紀を越えるが、この間世界の情勢は大きな変貌を遂げてきた。とりわけ、1992年、リオデジャネイロの地球サミット(国連環境開発会議)は大きな契機となった。その成果の一つ、気候変動枠組み条約に関しては 1997 年に京都議定書が採択され、2005 年に発効した。これにより日本は、第 1 約束期間中に温室効果ガス排出量を 1990 年比6%の削減を求められており、議定書を離脱したアメリカや急激な成長を遂げている中国やインド等にも温室効果ガス削減への参加を呼びかける努力も求められている。

また、ODA(政府開発援助)に関しては、大規模なインフラ事業の環境、社会面での 負の影響にも関心が向けられるようになった。1985年には OECD でガイドラインが作成され、世界銀行やアジア開発銀行のような多国間援助機関も独自のガイドラインを 制定している。わが国でも、国際協力銀行(JBIC)、国際協力機構(JICA)が環境・社会 配慮ガイドラインを有するが、その動きは輸出信用機関や民間金融機関にも及び、国 際金融公社(IFC)パフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則の制定などが行われて いる。

1989 年の米ソの冷戦構造の崩壊後、グローバル化が進展し多国籍企業の行動が 社会(とりわけ雇用)や環境に与える影響への懸念も高まっている。企業の社会的責 任(Corporate Social Responsibility: CSR)が各国の社会のあり方を反映しつつ、強く問 われる時代となっている。例えば、OECD が多国籍企業ガイドラインを策定し、国連は Global Compact を制定している。日本国内では、経済団体連合会が企業行動憲章を CSR の観点から改定し、経済同友会が社会的責任経営を世に問うている。

ジェトロは 2007 年 4 月より開始された第 2 次中期計画(2007 年 ~ 2010 年)の「国民に対し提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」で、時代の要請を受け「業務の実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記している。

このような背景から、我が国の貿易の振興と経済協力の促進を通じて、持続可能な 社会づくりへ貢献をすることが公的機関としてのジェトロの責務だという基本理念をこ こに明確にする。そのためには、環境と社会に配慮した業務運営を確実にするべく具 体的な責務とその手続きを定めることが必要である。

#### 2. 本ガイドラインの目的

このガイドラインは、ジェトロがその業務を通じ持続可能な社会づくりへ貢献するため、対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。

とりわけ貿易投資促進事業及び案件形成調査事業において、このことは重要であり、これらの事業については個別に具体的なガイドラインを取りまとめるものとする。

### 3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲

環境社会配慮の範囲(スコープ)としては、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む。)並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症を含むものとする。

検討すべき、あるいは調査すべき環境社会影響としては、プロジェクトの直接的、 即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累 積的影響も含むこと、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

## 4. 社会環境と人権への配慮

環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の実情に影響を受ける。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的諸権利や法的救済を受ける権利が制限されている地域においてジェトロが事業を実施する際には、このような地域事情への特別な配慮が求められる。

ジェトロは、事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権について特に配慮する。

### 5. ガイドラインの遵守と情報公開

ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン諮問委員会(以下、諮問委員会)を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにホームページで公開し、会議は原則として公開とする。

ジェトロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から業務の実施 状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し、等につい て専門的立場からのアドバイスを求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名 を明記したものを作成し、ホームページで公開する。

ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付ける。

ジェトロは、受け付けた意見を各担当部および総務部環境社会配慮審査担当(以下、環境社会配慮審査担当)に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会の専門的立場からのアドバイスを求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。

# 6. 用語の定義

「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等自然への影響、非自発的移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。

「貿易・投資促進事業」とは、ジェトロの基幹事業である、対日投資の促進、輸出促進や進出日系企業のビジネス環境改善等を通じた中小企業等の支援、開発途上国との貿易取引拡大、及びそれらを効果的に実施するための海外ビジネス、政治・経済情報等の収集、調査・研究、収集・蓄積した情報の発信・提供、日々の貿易投資相談、等の業務のことをいう。

「案件形成調査」とは次の段階に予定されるフィージビリティ調査等の対象となるプロジェクトのシーズを発掘するために行う調査である。「ジェトロ案件形成調査」とは、ジェトロが経済産業省からの受託事業として実施する案件形成調査のことをいう。具体的には、「地球環境・プラント活性化事業等調査」、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」、「石油資源開発等支援調査」の3事業で実施される案件形成調査を指す。

「フィージビリティ調査」とは、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査するもので、通常はプロジェクトが、社会的、技術的、経済的、財務的、さらには環境面から見て、実行可能であるか否かを客観的に証明しようとする調査のことをいう。

「ステークホルダー」とは、広義にはジェトロ事業に関係を有する、あるいはジェトロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェトロ事業に関し知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。とりわけジェトロ案件形成調査においては、同調査および次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ、プロジェクトが最終的に実施される場合の、想定されるプロジェクトの実施者、想定される実施サイトを管轄する地方自治体の関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定される個人や団体(非正規居住者を含む)及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体(現地で活動している NGO を含む)のことをいう。

「スクリーニング」とは、ジェトロ案件形成調査の個々の提案事業について、事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮の必要性について判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、対象事業を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。そして、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

「スコーピング」はジェトロ案件形成調査の次の段階のフィージビリティ調査で行われるものと想定している。ジェトロ案件形成調査では、当該案件が事業化される際に環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目について、幅広い洗い出しを行う。

3

<sup>1 『</sup>国際協力用語集』東京:国際開発ジャーナル社、2004 年、を参照した。